

26水管第2801号

決 定 書

〒904-0295

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290番地9
審査請求人 沖縄防衛局長 井上 一徳

処分庁 沖縄県知事 翁長 雄志

平成27年3月24日付けで審査請求人から申立てのあった、平成27年3月23日付けで沖縄県知事翁長雄志が審査請求人にした、沖縄県の調査が終了し、改めて指示をするまでの間、平成26年8月28日付け沖縄県指令農第1381号による許可区域を含め、「普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャンプ・シュワブ海域の工事」に係る海底面の現状を変更する行為の全ての停止の指示（平成27年3月23日付け沖縄県達農第281号。以下「本件指示」という。）に対する執行停止の申立てについて、次のとおり決定する。

平成27年3月30日

審査庁 農林水産大臣 林 芳正



主文

裁決があるまでの間、本件指示の効力を停止する。

理由

本件申立てに対し、平成27年3月27日付けで沖縄県知事より意見書の提出があった。この意見書の中で、許可区域外の区域において岩礁破碎行為がされているかどうか等、本件指示の適法性（意見書第3）については、この意見を考慮してもなお現段階で本案について理由がないとみえるとはいえず、その事実関係等について、今後さらなる審理を尽くしていく必要がある。

本決定においては、本件指示の処分性（意見書第1）、申立人の申立適格（意見書第2）及び執行停止の要件（意見書第4）について、判断を行う。

1 本件申立ての適法性について

(1) 本件指示は、沖縄県知事が平成26年8月28日付けで行った岩礁破碎等の許可の附款に基づくものである。そして、その内容は、審査請求人が本件指示に従わない場合は、同許可を取り消すことがあるとした上で、審査請求人に対し、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを命じるものである。

そうすると、本件指示が任意で工事の停止を求めるものということはできず、審査請求人に対し、普天間飛行場代替施設建設事業に係る海底面の現状を変更する行為の全てを停止することを義務付けるものというべきであり、行政不服審査法第2条第1項の「処分」に当たると解するのが相当である。

(2) また、審査請求人の申立人としての適格についてみても、沖縄県漁業調整規則第39条は、岩礁破碎等を行うに当たって必要な沖縄県知事の許可について、国が事業者である場合を特に除外していない。

そうすると、国が事業者である場合も沖縄県知事の許可が必要であることは、私人が事業者である場合と変わりはないというべきであることから、国にも申立人としての適格が認められると解するのが相当である。

以上により、本件申立ては適法であると解する。

2 執行停止の要件該当性について

本件指示によって「当該許可区域を含め、当該工事に係る海底面の現状を変更する行為」の全てを停止することにより、審査請求人が行う普天間飛行場代替施設建設事業が大幅に遅れることとなるため、普天間飛行場周辺住民に対する危険性や騒音の継続による損害、日米両国間の信頼関係への悪影響による外交・防衛上の損害等といった回復困難で重大な損害が生じ、当該損害を避ける緊急性があるとする審査請求人の申立ては相当であると認められる。

したがって、本件指示の効力を停止する必要がある。

また、本件指示が工事の停止であるという性質上、処分の効力の

停止以外の措置によっては当該損害を避けるという目的を達することができない。

なお、沖縄県知事は、執行停止により許可区域外の区域での岩礁破碎行為の有無を確認するための当該調査が実施できなくなるとすれば、水産資源保護法及び沖縄県漁業調整規則の定める趣旨に鑑みて重大な影響が生ずることは明らかであると主張するが、執行停止により調査ができなくなるという関係は必ずしも認められないことから、本件指示の効力を停止したとしても、なお公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとはいえない。また、本件指示の内容に鑑みると、処分の執行又は手続の続行ができなくなるおそれがあるときにも該当しない。さらに、許可区域外の区域において岩礁破碎行為がされているかどうかの事実関係等については、今後審理を尽くす必要があると認められるため、現段階で本案について理由がないとみえるとはいえない。

以上により、行政不服審査法第34条第3項及び第4項の要件を満たす。

よって、主文のとおり決定する。